

東京税関本関における通関事務処理体制等の変更について

令和8年7月1日より東京税関本関における通関事務処理体制等を変更いたしますので、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1. 担当部門の変更等（変更箇所：下線部）

(1) 海上貨物

NACCS 部門コード	変更後		現行	
	部門名	事務分担	部門名	事務分担
31	通関第1部門	(変更なし)	通関第1部門	輸入貨物第01～05類の審査、貨物確認等
32	通関第2部門	(変更なし)	通関第2部門	輸入貨物第06～24類の審査、貨物確認等
33	通関第3部門	(変更なし)	通関第3部門	輸入貨物第25～36類の審査、貨物確認等
34	通関第4部門	輸入貨物第37～46類の審査、貨物確認等	通関第4部門	輸入貨物第37～49類の審査、貨物確認等
35	通関第5部門	輸入貨物第50～83類の審査、貨物確認等	通関第5部門	輸入貨物第50～71類の審査、貨物確認等
36	通関第6部門	輸入貨物第84～97類の審査、貨物確認等	通関第6部門	輸入貨物第72～97類の審査、貨物確認等
37	通関第7部門	輸入貨物第47～49類及び窓口において個人・自社により申告される貨物の審査、貨物確認等 380・381 申告(輸入)	通関第7部門	窓口において個人・自社により申告される貨物の審査、貨物確認等 380・381 申告(輸入)
38	通関第8部門	(変更なし)	通関第8部門	輸入貨物第98・99類及び通販貨物(注1)並びに輸出申告される海上貨物の審査、貨物確認等 通関第1部門から第7部門に申告される海上貨物の貨物確認(青海コンテナ検査センターで対応するものに限る。) 380・381 申告(輸出)
88		(変更なし)	特別通関部門	海上貨物(夜間及び土日祝日)に限る の審査、貨物確認等

(注1) 海上貨物のうち、関税法施行令第59条第1項第6号に規定する通販貨物。

(2) 航空貨物

NACCS 部門コード	変更後		現行	
	部門名	事務分担	部門名	事務分担
55	特別通関 第 1 ~ 1 1、13 部 門	<u>SP 貨物(大額)</u> の審査、貨物確認等 窓口において個人・自社により 申告される貨物(大額)の審 査、貨物確認等(注2)	特別通関 第 1 ~ 13 部門	<u>大額貨物</u> の審査、貨物確認等
77		<u>SP 貨物(少額)及び MF 貨物</u> の審査、貨物確認等 窓口において個人・自社により 申告される貨物(少額)の審 査、貨物確認等(注2)		<u>少額貨物及び MF 貨物</u> の審査、貨物確認等
44	特別通関 第12部門	<u>一般貨物(注3)(注4)</u> の審査、貨物確認等 (窓口において個人・自社によ り申告されるものを除く。) <u>外交官用貨物等(定 16 条)の</u> 審査、貨物確認等		

(注2)個人・自社により申告される貨物の審査、貨物確認等は特別通関第1~11部門が担当いたします。

(注3)航空貨物のうち、SP、MF(DOXを含む)以外の貨物。

(注4)夜間及び土日祝日については下記の業務を除き特別通関第1~11部門が担当いたします。

※対応する業務から除くもの:BPに係るIBP、修正申告及び更正請求、事後審査の対応

なお、NACCS 部門コードは引続き44を利用いただければと思いますが、申請等を行う場合は事前に特別通関第1~11部門宛にご連絡ください。

2. 変更前後におけるあて先部門及び担当部門の取扱いについて

体制変更前後における申請等のあて先部門及び担当部門について下段の表の通り整理しましたのでこれにより行うようにお願いします。

	海上貨物	航空貨物
(1) 申告のあて先部門及び提出書類について		
① 6月30日までに本申告されるもの	体制変更前があて先部門となります。	
② 6月30日までに予備申告され、7月1日以降に本申告されるもの	予備申告は体制変更前があて先部門となりますが、本申告は体制変更後のあて先部門に変更したうえで行ってください。	
③ 6月30日までに行われたBPに係るIBP 申告	7月1日以降のIBP申告は、体制変更後のあて先部門に変更したうえで行ってください。	
④ 6月30日までに行われた引取申告に係る特例申告	7月1日以降の特例申告は、体制変更後のあて先部門に変更したうえで行ってください。	
⑤ 区分1申告書類 (1Y、1G) について	6月30日までに許可された区分1申告書類 (1Y、1G) については、体制変更前の担当部門に提出をお願いいたします。	
(2) 修正申告及び更正請求について (6月30日までに体制変更前の担当部門で輸入許可された申告 (事後調修正を含む) 及び更正請求に関する取扱い)		
	体制変更後の担当部門へ行ってください。	体制変更前の担当部門へ行ってください。
(3) 保留・事後審査について (6月30日の業務終了時点で、各部門で保留・事後審査となっている申告の取扱い)		
	当初のあて先部門が継続して担当します (新担当部門には引き継ぎません)。	体制変更後のあて先部門が担当します。

(問合せ先)

通関総括第5部門 (海上貨物) : 03-3599-6318

通関総括第6部門 (航空貨物) : 03-3599-6313